

(その1)

【 令和 2 年分 】



収 支 報 告 書

ふりがな	じゅうみんしゅうとうあきたけんふるさとしんこうしぶ
政治団体の名称	自由民主党秋田県ふるさと振興支部

主たる事務所の所在地	〒010-0951 秋田市山王3-1-7東カンビル4階
------------	--------------------------------

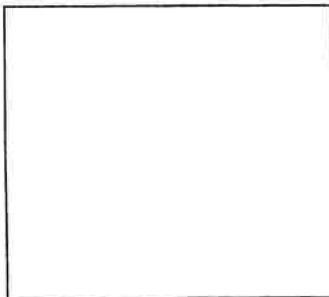
代表者の氏名	中泉 松司
--------	-------

会計責任者の氏名	清水 正幸
----------	-------

収支報告書作成担当者の氏名	伊藤 香織
---------------	-------

電話連絡先	018-853-1161
-------	--------------

※選管受付印



政56

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 (=政治団体以外の者が対価1千万円以上のパーティを開催した場合)	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 秋田県内	<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等

(※前年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(※以下は、「有」の場合のみ記載)	
公職の種類	参議院議員(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	中泉 松司

(※前年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	中泉 松司
公職の種類	参議院議員(現・候)

資金管理団体の指定の期間
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	2年	1月	1日から
令和	2年	12月	31日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収入総額	A=B+C	十億	百万	千	円	11,359,727
	(前年からの繰越額) B					558,222
	(本年の収入額) C					10,801,505
支出総額	D					8,509,117
翌年への繰越額	E=A-D					2,850,610

10,335,455

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	十億	百万	千	円	466,050
員数 (党費又は会費を納入した実人数)					492

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金	十億	百万	千	円	備 考
(ア) 個人からの寄附					760,000	(※その7①に内訳を記載)
(うち特定寄附)						(※資金管理団体のみ)
(イ) 法人その他の団体からの寄附					5,910,000	(※その7②に内訳を記載)
(ウ) 政治団体からの寄附					500,000	(※その7③に内訳を記載)
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)					7,170,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)						(※その8に内訳を記載)
イ 政党匿名寄附						(※その9に内訳を記載)
合 計 (ア+イ)					7,170,000	

(その4)

(4) 借入金		
借入先	金額	備考
中泉 松司	十億 1,000,000 ^千 ^百 ^万 ^円	R2. 9. 24
中泉 松司	2,121,541	R2. 12. 30
この頁の小計	3,121,541	
合計	3,121,541	

(その7①)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
吉成 俊太郎	十億 百万 10,000 ^千 円	R2. 01. 23	秋田市下新城中野字琵琶沼211-18	医師		
吉成 俊太郎	10,000	R2. 02. 21	秋田市下新城中野字琵琶沼211-18	医師		
吉成 俊太郎	10,000	R2. 03. 18	秋田市下新城中野字琵琶沼211-18	医師		
(小計) 30,000円						
吉成 均	10,000	R2. 04. 23	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 均	10,000	R2. 05. 22	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 均	10,000	R2. 06. 24	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 均	10,000	R2. 07. 21	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 均	10,000	R2. 08. 24	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 均	10,000	R2. 09. 24	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 均	10,000	R2. 10. 22	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 均	10,000	R2. 11. 24	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
吉成 均	10,000	R2. 12. 24	秋田市下新城長岡字毛無谷地251-1	医師		
(小計) 90,000円						
馬場 成志	100,000	R2. 07. 14	東京都千代田麴町4-7	政治家		
この頁の小計	220,000					
その他の寄附						
合計						

(その7①)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
中川 薫清	^{十位} ^{百万} 50,000 ^千 円	R2. 08. 24	秋田市下新城野字街道端西26	無職		
小畑 悟	120,000	R2. 12. 15	秋田市將軍野南1-13-21	会社役員		
熊谷 精孝	120,000	R2. 12. 09	秋田市河辺三内字曾場台14	会社役員		
石井 資就	10,000	R2. 12. 18	秋田市川尻町字大川反233-49	会社役員		
藤原 慶正	120,000	R2. 12. 25	潟上市天王字上江川47-462	医師		
西村 幸彦	120,000	R2. 12. 30	秋田市中通2-2-32	会社役員		
この頁の小計	540,000					
その他の寄附						
合計	〇 760,000					

(その7②)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		法人・その他の団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
新時代政策研究会	十位 3,000,000 ^円	R2.02.10	秋田市山王3-1-7東カンビル4階	中泉松司		
新時代政策研究会	1,500,000	R2.06.03	秋田市山王3-1-7東カンビル4階	中泉松司		
(小計) 4,500,000円						
JGC(株)	120,000	R2.12.07	神戸市長田区西山町4-21-20	藤本誠		
朝日建設(株)	240,000	R2.12.09	北秋田市脇神字平崎川戸沼12-7	小林郷司		
山二建設資材(株)	120,000	R2.12.11	秋田市御所野湯本3-1-5	田口清光		
(有)育栄テクノ	120,000	R2.12.17	秋田市外旭川字鳥谷場243-1	伊藤亨		
(株)三勇建設	10,000	R2.12.21	秋田市外旭川字四百刈72	三浦稔		
秋田印刷製本(株)	120,000	R2.12.21	秋田市御所野湯本2丁目1-9	大門一平		
秋田県農協中央会	120,000	R2.12.25	秋田市八橋2-10-16	斉藤一志		
(株)協設	60,000	R2.12.11	秋田市八橋三和町11-27	吉田孝二		
三国商事(株)	120,000	R2.12.21	能代市二ツ井町小繋字恋の沢77-1	三國晋一郎		
(株)三義	120,000	R2.12.25	由利本荘市東梵天293-2	小野敬之		
(有)三伸商事	10,000	R2.12.29	秋田市外旭川字四百刈72	三浦勇人		
(有)ウイングガード	10,000	R2.12.29	秋田市外旭川字四百刈72	柏木徳昭		
(株)太宰商店	120,000	R2.12.29	宮城県白石市福岡深谷字佐々来5-32	太宰榮一		
秋印(株)	120,000	R2.12.30	秋田市外旭川字一本木80-4	三浦征善		
この頁の小計	5,910,000					
その他の寄附						
合計	5,910,000					

1,410,000

(その7③)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		政治団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
宏池政策研究会	^{十億} ^{百万} 500,000 ^千 円	R2.12.16	東京都千代田永田町1-11-32	岸田文雄	
この頁の小計	500,000				
その他の寄附					
合計	〇 500,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額	備 考	
			うち本部又は支部に供与した 交付金(会費等)に係る支出 (再掲)	
1 経常経費	(1) 人 件 費	2,951,172	/	
	(2) 光 熱 水 費	95,579	- /	
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	293,648	/	
	(4) 事 務 所 費	2,859,186	/	
	小 計 (A)	6,199,585		
2 政治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費	2,148,029	/	
	(2) 選 挙 関 係 費			
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)	161,503		(ア～エの計)を記載
	(ア) 機関紙誌の発行事業費			
	(イ) 宣伝事業費	161,503	/	
	(ウ) 政治資金パーティー開催事業費			
	(エ) その他の事業費			
	(4) 調 査 研 究 費			
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金			
(6) そ の 他 の 経 費				
小 計 (B)	2,309,532			
合 計 (A+B)	8,509,117			

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳			項目別区分		
支出の目的	金額	年月日	(2) 光熱水費		
			支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計					
その他の支出					
合計					

95,579

95,579

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		(3) 備品・消耗品費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
新聞代(1年分)	十億 百万 44,760 ^千 円	R2.01.21	秋田魁新報中専売所	秋田市大町3-5-12	
ガソリン代	20,300	R2.01.14	(株)山二	秋田市中通2-2-32	
ガソリン代	26,309	R2.01.16	(株)佐孝石油	秋田市下新城野字琵琶沼81-1	
ガソリン代	11,804	R2.02.10	(株)山二	秋田市中通2-2-32	
ガソリン代	34,729	R2.03.02	(株)佐孝石油	秋田市下新城野字琵琶沼81-1	
ガソリン代	20,574	R2.03.11	(株)山二	秋田市中通2-2-32	
ガソリン代	19,737	R2.04.07	(株)佐孝石油	秋田市下新城野字琵琶沼81-1	
ガソリン代	14,166	R2.04.24	(株)山二	秋田市中通2-2-32	
ガソリン代	16,953	R2.05.08	(株)佐孝石油	秋田市下新城野字琵琶沼81-1	
ガソリン代	17,720	R2.07.01	(株)佐孝石油	秋田市下新城野字琵琶沼81-1	
ガソリン代	12,016	R2.08.04	(株)佐孝石油	秋田市下新城野字琵琶沼81-1	
ガソリン代	17,982	R2.09.07	(株)佐孝石油	秋田市下新城野字琵琶沼81-1	
この頁の小計	257,050				
その他の支出	36,598				
合計	293,648				

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		(4) 事務所費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
家賃(2月分)	十億 百万 千 円 103,231	R2.01.20	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(3月分)	103,231	R2.02.17	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(4月分)	90,031	R2.03.16	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(5月分)	90,031	R2.04.15	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(6月分)	90,031	R2.05.15	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(7月分)	90,031	R2.06.16	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(8月分)	90,031	R2.07.17	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(9月分)	90,031	R2.08.19	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(10月分)	90,031	R2.09.23	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(11月分)	90,031	R2.10.15	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(12月分)	90,031	R2.11.17	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
家賃(1月分)	90,031	R2.12.15	(株)友愛社	秋田市山王2-1-54三交ビル	
NHK受信料	24,770	R2.06.26	日本放送協会	秋田市東通仲町4-2	
電話料金(1月分)	11,675	R2.01.22	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金(2月分)	13,006	R2.02.21	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計	1,156,223				
その他の支出					
合計					

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			(4) 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	項目別区分 支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
電話料金(3月分)	十億 百万 千 円 12,898	R2.03.30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金(4月分)	13,264	R2.04.22	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金(5月分)	11,900	R2.05.21	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金(6月分)	11,035	R2.06.22	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金(7月分)	13,472	R2.07.22	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金(8月分)	12,036	R2.08.21	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金(9月分)	16,022	R2.09.25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金(10月分)	11,220	R2.10.22	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金(11月分)	11,220	R2.11.26	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金(12月分)	10,815	R2.12.21	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
監査料	11,000	R2.03.10	税理士福井治	秋田市桜2-5-3	
サーバー利用料	165,000	R2.02.10	(株)トラパンツ	秋田市旭北栄町1-48	
コピー料金	20,053	R2.01.17	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	16,940	R2.02.21	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	16,940	R2.03.26	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
この頁の小計	353,815				
その他の支出					
合計					

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		(4) 事務所費			
支出の目的	金額	年月日	項目別区分 支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
コピー料金	十億 百万 千 円 16,940	R2.04.23	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	16,940	R2.05.25	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	16,940	R2.06.25	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	16,940	R2.07.29	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	16,940	R2.08.26	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	20,211	R2.09.15	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	16,940	R2.10.27	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	58,122	R2.11.26	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー料金	14,080	R2.12.22	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピーリース料	31,944	R2.08.27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
酒代	36,400	R2.03.11	村井酒店	由利本荘市石脇字石脇238	
酒代	18,200	R2.04.15	村井酒店	由利本荘市石脇字石脇238	
飲食代	12,000	R2.05.18	合同会社ラムだっちゃ	秋田市山王1-10-20山昭ビル2F	
酒代	45,355	R2.05.29	村井酒店	由利本荘市石脇字石脇238	
酒代	48,640	R2.07.02	村井酒店	由利本荘市石脇字石脇238	
この頁の小計	386,592				
その他の支出					
合計					

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		(4) 事務所費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
酒代	十位 百万 千 円 14,690	R2.09.19	村井商店	由利本荘市石脇字石脇238	
酒代	16,665	R2.09.23	村井商店	由利本荘市石脇字石脇238	
飲食代	46,000	R2.12.13	はなさい	秋田市大町5-2-22ナカミ川反第一ビル	
酒代	193,600	R2.12.16	村井商店	由利本荘市石脇字石脇238	
この頁の小計	270,955				
その他の支出	691,601				
合計	2,859,186				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (組織対策費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
会費	十億 百万 千 円 12,000	R2. 01. 06	二日会	秋田市仁井田目長田3-5-2	
年会費	93,500	R2. 02. 10	秋田港ライオンズクラブ	秋田市土崎港中央1-6-33	
年会費	80,000	R2. 06. 09	港商友会	秋田市土崎港西1-9-1	
年会費	20,000	R2. 07. 03	まちづくりトライアングル	秋田市泉北3-4-20	
年会費	76,600	R2. 10. 21	秋田港ライオンズクラブ	秋田市土崎港中央1-6-33	
会費	15,000	R2. 10. 24	秋田県医師連盟	秋田市千秋久保田町6-6	
年会費	20,000	R2. 10. 26	土崎経済同友会	秋田市土崎港中央6-10-10	
会費	11,000	R2. 11. 06	二日会	秋田市仁井田目長田3-5-2	
会費	20,000	R2. 11. 12	内村和人氏受賞記念祝賀会	秋田市旭北錦町1-14	
電報代(12月分)	30,150	R2. 01. 14	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(1月分)	30,650	R2. 02. 10	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(2月分)	41,700	R2. 03. 10	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(3月分)	17,350	R2. 04. 15	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(4月分)	17,700	R2. 05. 08	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(5月分)	18,200	R2. 06. 03	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
この頁の小計	503,850				
その他の支出					
合計					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (組織対策費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
電報代(6月分)	十位 百万 千 円 24,150	R2. 07. 17	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(7月分)	26,650	R2. 08. 19	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(8月分)	13,300	R2. 09. 07	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(9月分)	15,800	R2. 10. 02	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(10月分)	30,250	R2. 11. 12	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
電報代(11月分)	18,850	R2. 12. 03	ハートフェルト	秋田市高陽幸町4-27	
ETC利用料	11,760	R2. 02. 10	(株) JCB	鳥取市若葉台北6-1-1	
ETC利用料	30,410	R2. 04. 10	(株) JCB	鳥取市若葉台北6-1-1	
ETC利用料	10,980	R2. 12. 10	(株) JCB	鳥取市若葉台北6-1-1	
航空券代	37,980	R2. 01. 20	全日本空輸(株)	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
航空券、宿泊代	52,800	R2. 01. 20	楽天(株)	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス	
航空券、宿泊代	48,400	R2. 01. 20	楽天(株)	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス	
航空券代	40,580	R2. 02. 07	全日本空輸(株)	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
航空券代	37,380	R2. 02. 13	全日本空輸(株)	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
航空券、宿泊代	66,000	R2. 03. 13	楽天(株)	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス	
この頁の小計	465,290				
その他の支出					
合計					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (組織対策費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
航空券代	十億 百万 千 円 37,380	R2.03.23	全日本空輸(株)	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
宿泊代	25,800	R2.03.23	楽天(株)	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス	
乗車券	34,220	R2.05.27	(株)JCB	鳥取市若葉台北6-1-1	領収書なし
乗車券	33,540	R2.06.23	(株)JCB	鳥取市若葉台北6-1-1	領収書なし
乗車券	34,220	R2.07.06	東日本旅客鉄道(株)	秋田市中通7-1-1	
乗車券	34,220	R2.07.15	東日本旅客鉄道(株)	秋田市中通7-1-1	
乗車券	34,900	R2.08.13	東日本旅客鉄道(株)	秋田市中通7-1-1	
乗車券	33,540	R2.09.14	東日本旅客鉄道(株)	秋田市中通7-1-1	
この頁の小計	267,820				
その他の支出	911,069				
合計	2,148,029				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 宣伝事業費 ()		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
FACEBOOK	十億 百万 千 円 11,000	R2.05.11	(株)秋田国際カード	秋田市大町1-3-8	
FACEBOOK	13,478	R2.06.10	(株)秋田国際カード	秋田市大町1-3-8	
封筒印刷代	128,150	R2.12.22	(株)塚田美術印刷	秋田市大町1-6-6	
この頁の小計	152,628				
その他の支出	8,875				
合計	161,503				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に☑を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を(その18)に記載する。

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額	年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要			
旅費	乗車券	<small>百万</small> 34, <small>千</small> 220 <small>円</small>	R2. 05. 27	クレジットカード (株) JCB)
旅費	乗車券	33, 540	R21. 06. 23	クレジットカード (株) JCB)

政治団体の名称 自由民主党秋田県ふるさと振興支部

会計責任者の氏名 清水正幸

(備考)

- 1 「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領「様式(その13)」の例により分類して記載する。
- 2 「摘要」欄には、例えば「コピー機リース料」「タクシー代」のように具体的に記載する。
- 3 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。


宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

(添付したものに☑をつける。)

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 1 領収書等の写し |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。) |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 18 日	
政治団体の名称	自由民主党秋田県ふるさと振興支部
会計責任者の氏名	清水 正幸 
※代表者の氏名	

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を有する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届」(資金管理団体のみ)も併せて提出する。

政治資金監査報告書

令和3年5月11日

自由民主党秋田県ふるさと振興支部
代表 中泉 松司 殿

登録政治資金監査人

福井

登録番号 第 1172 号

研修了年月日 平成21年4月21日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党秋田県ふるさと振興支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、自由民主党秋田県ふるさと振興支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

自由民主党秋田県ふるさと振興支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党秋田県ふるさと振興支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上